

# 第 109 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 7 年 3 月 21 日（金） 14：00～15：30

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 議事  
岩手町太陽光発電所事業 第 2 種事業の判定について（資料 No.1-1～1-4）
- 3 その他  
環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要（報告）（資料 No. 2）  
環境影響評価手続の実施状況等について（報告）（資料 No. 3）
- 4 閉会

### 【配付資料】

- No.1-1：岩手町太陽光発電所事業に係る届出の状況
- No.1-2：第 2 種事業の判定の基準
- No.1-3：第 2 種事業判定に係る市町村長意見
- No.1-4：事業概要書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答
- No. 2：環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要
- No. 3：環境影響評価手続の実施状況等について【一部非公開】

第109回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	○※
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	×
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科 准教授	×
内田 典子	東北大学災害科学国際研究所地震津波リスク評価寄附研究部門 助教	○
大河原 正文	岩手大学理工学部 教授	○※
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授	×
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林防災研究領域水流出管理チーム長	×
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 課長補佐	○
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	○
前田 琢	岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員	○
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科 教授	○※

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境担当技監心得 兼 環境保全課 総括課長	
竹原 明	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 真吾	環境保全課 主任主査	
佐々木 麻里	環境保全課 主事	
阿部 杏祐	環境保全課 主事	
昆野 里菜	環境保全課 主事	
橋本 裕子	環境保全課 主任	
村上 大貴	環境保全課 技師	
菊池 一馬	資源循環推進課 主任	
山岸 孝気	自然保護課 主査	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
千葉 賀子	都市計画課 主任	
山崎 凌	建築住宅課 技師	
小原 穰	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主任主査 (オブザーバー)	

【議事(3)事業者及び環境影響評価の受託者】

氏 名	職 名	備考
安田 健二	ソーラーキャピタルウエスト特定目的会社 代表取締役	
渡邊 英尚	ソーラーキャピタルウエスト特定目的会社 専務執行役員	
梅橋 紀親	ソーラーキャピタルウエスト特定目的会社 //	
望月 章好	株式会社オーディーアイ 取締役社長	

## 第 109 回岩手県環境影響評価技術審査会 タイムテーブル

日時 令和 7 年 3 月 21 日 (金) 14 : 00 ~ 15 : 30

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

時間	内容
14 : 00	開会
14 : 05 ~ 15 : 15	議事 岩手町太陽光発電所事業 第 2 種事業の判定について
15 : 20 ~ 15 : 30	その他
15 : 30	閉会

## 岩手町太陽光発電所事業に係る届出等の状況

事業の名称	岩手町太陽光発電所事業	
適用区分	条例第2種	
事業の種類	電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物の設置の工事業	
事業の規模	事業区域面積 49.8128ha 発電容量 AC29.999MW	
事業の実施区域	岩手郡岩手町大字川口の3筆	
第2種事業の概要の届出者 (事業者の名称)	ソーラーキャピタルウエスト特定目的会社	
概要書	提出	令和7年2月17日付け
	現地調査	令和7年3月14日
	技術審査会の審査	令和7年3月21日
	第2種事業の判定の期限	令和7年4月17日 ※届出の日から60日以内

(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

## 第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

### (知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

### (知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

規則第5条第3号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

**規則第5条第4号** 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染(第2種事業の実施に関連する物質に限る。)、水質汚濁(第2種事業の実施に関連する物質に限る。))又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

**規則第5条第5号** 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さ又は新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上

「岩手町太陽光発電所事業の第2種事業の判定」に関する  
岩手県環境影響評価条例第5条第2項に基づく岩手町長意見

(1) 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

環境影響評価手続の「要否」：否

理由：事業特性による技術、工法、その他事業内容に関する事項については、現在までに十分な工事实績があり、工事中に配慮すべき項目も明らかになっており、事業特性としては問題ない事業であると考ええる。

(2) 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

環境影響評価手続の「要否」：否

理由：当該事業区域は、ハザードマップ、防災マップの危険個所外であり、学校、病院等配慮施設についても隣接していない為、問題ない区域であると考ええる。

(3) 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

環境影響評価手続の「要否」：否

理由：当該事業区域は各法令等により指定された区域に該当しない為、問題ない区域であると考ええる。

(4) 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

環境影響評価手続の「要否」：否

理由：当該事業により環境を著しく悪化又は悪化するおそれはないものと考ええる。ただし、当該事業区域は山間地であり、降雨により汚濁水の発生の可能性があり、工事中及び完成後の排水について十分留意する必要がある。

(5) 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

環境影響評価手続の「要否」：否

理由：該当要件なし

上記理由により、照会のあった岩手県環境影響評価条例に基づく第2種事業の判定に係る意見等について、環境影響評価手続きの要否は「否」とする。

岩手町太陽光発電所事業第2種事業概要書に対する委員事前質問・意見

資料No.1-4

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	事業区域	前田委員	P2	この場所を事業地に選定した理由を示して下さい。特に、温室効果ガス削減への寄与を目的としながら、温室効果ガス吸収源である樹林を広く除去することとなる立地を選ぶ必要性を説明して下さい。	本事業地の選定理由は、本来であれば近隣の牧草地（森林が伐採されている）を対象として選定する事を考えましたが、牧場放棄地が無い状況でした。次に考えましたのは、森林法第5条に基づいた地域森林計画対象民有林を極力避けた場所の選定を行いました。これにより、地域森林計画の対象とならない計画地の選定としました。
2	事業区域	齊藤委員	P5	図1-3のパネル配置図で、事業対象区域の中央から南側エリアで直線的（矩形的）に対象区域外となっているエリアがある。いびつな事業対象地域となった理由を説明いただきたい。	矩形的に除かれた箇所につきましては、岩手県が森林法第5条に基づいた地域森林計画対象民有林と設定している箇所です。地域森林計画の重要なエリアと考え、事業区域からも除外しました。
3	事業区域	齊藤委員	P71	図2-1-12によると事業対象区域は保全区分Bとなっており、周辺に比べても自然環境保全に努めるべき地域であるが、この地域を選定した理由を説明いただきたい。	ご指摘の通り、岩手県自然環境保全指針（優れた自然の評価）にあります、保全区分Bに該当しますが、環境省生物多様性センターの文献によると植生自然度は、7以下の箇所であり、実際にはコナラ群落も散見されない区域になります。その上で、森林法第5条に基づいた地域森林計画対象民有林（地域森林計画の重要なエリア）の極力少ない等事業区域を選定しました。
4	事業計画	齊藤委員	P4	太陽電池発電出力の最大値が29,999kWと、第2種事業（法律）にわずかにかけられない出力としている。事業を進めるにあたっては地域住民との合意形成は大変重要となるが、あえて第2種事業にかけられない出力とした理由があれば説明いただきたい。	地域住民との合意形成については、事業者より地域の自治会長に対し説明がなされており、協力的である状況です。発電出力につきましては、取得可能な用地に対し最大限のパネル配置計画を行った際の、出力となっていますので、第2種事業に該当するのを避けるためではございません。
5	事業計画	鈴木委員	P9	緑化をどのように行う計画なのかを具体的に（用いる植物および方法など）教えてください。	パネルを設置する改変エリアは、防災対策として土砂流出防止のため、種子吹付工を行う予定です。種子につきましては、3～4種類程度の混合を考えています。工事着手時期に手に入るものを選定します。
6	事業計画	前田委員	P11	県道北側に計画されている緑地は、現状は樹林ではありませんので、ここに造林するという計画でしょうか。	県道北側の対象区域の緑地と明記している箇所は、地域森林計画対象民有林の為、改変しない計画です。従いまして、現状のまま存置する計画です。この箇所を緑地としています。
7	事業計画	鈴木委員	P73	当該地区の大半が岩手県自然環境保全指針における保全区分Bの区域とされていることを踏まえ、「今後、事業を進めるにあたり、調査を含め万全を期することとする。」とあります。どのような調査を行い、どのように万全を期する計画かを教えてください。	工事着手前までに自主調査を行い、重要な植生、動植物について現況を把握し、発見された場合、保全を行う計画です。
8	景観	齊藤委員	P9	④緑化計画で、県道253号道路から太陽電池パネルの施設を見えにくくするために計画するとあるが、本計画の緑地エリアのみで道路からの視認は回避できるということか？	緑化計画における緑地は、現状のまま存置するという意味であり、ここを綺麗に整地しないことにより県道からの太陽光施設が見えにくくなる程度のことをあらわしています。この緑地は、地域対象民有林に指定されていますので、森林もごさいます。
9	景観	伊藤絹子委員	P10	樹木の伐採は必要最小限に留めると記載があります。現時点ではどのくらいの面積（本数としてはどのくらい）を予定されているのでしょうか。伐採による保水能力の低下の程度について試算できますか。	伐採の面積は、改変面積の約43haになります。伐採の本数に関しましては、立木調査を行っておりませんが、本数自体、全体に均すとまばらな状況です。伐採に伴う保水能力の低下につきましては、樹種、本数及び土壌により左右されるため、定量的な数値を提示できません。ただし、伐採に伴う保水能力の低下を補うため調整池の設置を計画しています。
10	景観	齊藤委員	P12	図1-6に緑地計画図があるが、緑地部分はもともと森林（樹木）のある場所のように見える。このエリアは森林伐採せずに緑地を残すエリアということか？新たに緑地を造成するところはあるのか説明いただきたい。	緑化計画図における緑地は、現状のまま存置するという意味です。この緑地は、地域森林計画対象民有林に指定されている森林でございします。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
11	景観	三宅委員	P10-12	<p>県道253号沿いを緑化する計画は評価される内容である。</p> <p>一方で、最も大事なことは、県道から近づく時にどのように視認されるかが景観評価としては重要になるので丁寧な緑化検討を期待したい。</p> <p>例えば、(1)沼宮内方面から向かってくる時であれば、左カーブ直前の上りで正面のパネルがどのように視認されるか、左カーブを曲がった時に左手のパネルがどのように視認されるかを検討することで、より効果的な緑化方法が顕在化するのではないかと？</p> <p>(2)葛巻方面からも同様で、緩やかな左カーブの上りの中で、左手から正面、右へとパネルが視認される。この見え方は道路の印象に影響するのではないかと？したがって効果的な緑化方法については丁寧な検討が求められる。</p>	<p>事業区域を横切る形で通過する検討253号沿いは、南北エリア共に地域森林計画対象民有林に指定されている。しかしながら、北部のエリアは、皆伐されている箇所も存在する。この道路からの見え方についても、ご指摘の通り、パネルエリアが見える個所があります。今後の計画におきまして、森林の更新または生垣の設置も含め、関係各所と協議を行い、丁寧に検討して参ります。</p>
12	水環境	伊藤絹子委員	P8-10	<p>調整池4箇所を作る計画が示されております。容量等は今後検討すると記載されていますが、検討材料はどんな項目を考えていますか。具体的な検討項目を教えてください。</p>	<p>一つは、雨水の降雨に関しまして、流量の出し入れ計算を行い、貯留量を決めて参ります。その際、林地開発許可基準に照らし合わせた、防災施設基準に沿い、堆砂量の検討を行い、最終的な調整池の容量を決めます。もう一つは、下流の水路の狭小部の調査を行い、河川に与える比流量を算出し、オリフィスの大きさを決め、排水量を定める検討を行います。</p>
13	水環境	伊藤歩委員	P8	<p>「調整池の容量等は今後検討する。」とありますが、調整池からの流出水とその河川合流後での最大SS濃度をどの程度に抑えようと考えているのか説明をお願いします。</p>	<p>通常の河川のSSは高くても数十mg/Lであるが、降雨後では、濁水のSSが数百mg/L以上になることもあります。一般的な造成工事に伴って流出する濁水のSSは500～5,000mg/L程度ともいわれております。本工事につきましては、沈砂池も設け、工事中の造成工事での排水後の河川合流地点に対し、水質汚濁防止法に基づく排水基準の200mg/L以下となるようモニタリングを行って参ります。</p>
14	水環境	伊藤歩委員	P21	<p>川口浄水場の位置を地図上に示していただけないでしょうか。</p> <p>図2-1-4に示されている岩手町浄水センターが該当するのであれば、その旨を回答願います。</p> <p>周辺水域における水道水源以外の利水状況（灌漑など）について示してください。</p>	<p>川口浄水場（取水地）につきましては、同じく図2-1-4にお示しして御座います。町立川口小学校の南東でございます。</p>
15	動植物	櫻井委員	P60	<p>「当該地区にける対象動物は、カモシカ、キツネ、ツキノワグマ・ヒグマ、タヌキである」と記載されていますが、ここにあげられている種以外の生息状況はどうなのでしょう。</p>	<p>定点カメラの設置は行っておりませんが、現地調査を行った際に、立木への熊の爪痕は確認しました。カモシカ、キツネ、ツキノワグマ、タヌキ以外の生息状況は確認できておりません。</p>
16	動植物	鈴木委員	自己点検 2ページ目	<p>「現地調査の結果、コナラの存在はないものと判断する。」とありますが、どのような調査を行い、どのような結果だったのかを教えてください。また、判定欄で「影響がない」としていますが、「コナラの存在はない」ことのみをもって、自然環境に影響がないと判断されたということでしょうか。P.73に「調査を含め万全を期する」と書かれていることと、矛盾するのではないのでしょうか。</p>	<p>事業区域内の立木調査を行ってはおりませんので、現地調査を実施し、文献調査の範囲にて指定されています「コナラの一群」の確認は至らなかつたことを説明しています。ご指摘の通り、コナラの存在が無いことイコール環境に影響がないとは思っておりません。工事着手前には、事前に自主調査を行いたいと思います。</p>
17	騒音・振動	永幡委員	P9	<p>騒音・振動に係る環境保全対策が十分なものであるかを検討するにあたり、パワーコンディショナーなどの「設備設置に際しては、民家等の保全対象と離隔距離を十分に確保する」と記述されているが、どの程度のパワーレベル(Lw)のものが、保全対象との離隔が想定しうる最短の場合でどの程度離れたところに置かれるのか、概数でよいので示していただきたい。</p>	<p>機器についての選定は今後行いますが、低騒音型のパワーコンディショナーを民家から100m程度以上離す計画です。選定機器により影響が及ぶようであれば、離隔の検討を行い、最適な位置に変更します。</p>
18	地形	前田委員	P13-P14	<p>事業地は全体的に南斜面の土地であるとされていますが、南向き斜面があるのはパネルエリアA1とA3の一部に見えます。全体としては北斜面の割合の方が多いのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、北斜面が比較的多い地形です。ただし、比較的緩やかな勾配のため、アレイの間隔を広げる事により発電量の確保は可能であります。</p>

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
19	地形	大河原委員	P102	「地盤に関する法規制は以下のとおりである。①急傾斜地、②地すべり等防止法、③土砂災害警戒区域等、④山地災害危険地区、⑤宅地造成、存在しない。したがって、地すべりを含む、地盤に問題はないと考える」について、国立研究開発法人 防災科学技術研究所が整備した「地すべり地形分布図データベース」（2013年度整備終了）のデータに地すべり地形が記載されています。ご確認願います。	確認しました。パネルエリアの一部に滑落崖が存在します。この崖の部分につきましては、造成を行い、安全に施設の設置が出来るよう、今後設計を進めて参ります。
20	その他	伊藤絹子委員	P39	表2-1-17によると、令和2年には肉用牛の頭数が10000以上に増えているようです。事業予定区域近くに牧場がありますが、関連はあるのでしょうか。	近隣の山内牧場様は、精力的に酪農を営まれ、乳用牛の飼育に力を入れられているとお聞きしました。岩手町の中（場所不明）で、ここ数年で新たに大規模な肉用牛の飼育がされていると思われます。
21	その他	齊藤委員	P53	図2-1-6に近隣住居図がある。本事業の計画について近隣住民や岩手町への説明はどの程度されているのか説明いただきたい。	事業者により、近隣自治会長への概略の事業説明を行っています。岩手町へも事業の概要について説明済みです。
22	その他	櫻井委員	P60	「当該地区にける対象動物は、」文章がおかしいように思いますので修正をお願いします。	「当該地区における」に修正させていただきます。
23	その他	平井委員		事業対象地の所有者の情報について、提示できる範囲で教えてください。岩手町北山形地区内（集落名で言うと、岩瀬張、相寅瀬、万部、落葉、下屋敷、膝突、葉ノ木、小金沢、大金沢、一本柳、白糍、日ノ神子、曲り、大平）に所有者がいるかどうか気になるところです。	事業対象地の所有者は、事業者であるソーラーキャピタルウエストが全て取得しております。以前の所有者につきましても左記の集落に該当する方はおられません。
24	その他	平井委員		これまで北山形地区、あるいは、地区内の集落に対して事業に対する説明をされた経緯があれば教えてください。また、今後説明会をする予定があれば、対象の区域や予定回数についても教えてください。	自治会長へは、概略の事業説明を行いました。今後、事業を進める過程において、説明会を実施する予定です。北山形地区の自治会または町内会の住民の方に案内を配布（戸別投函または回覧形式）し、事業計画段階と、工事着手前の最低2回を事業者にて説明会の開催を考えています。その他、必要に応じて開催する予定です。

岩手町太陽光発電所事業第2種事業概要書に対する関係課事前質問・意見

No.	室課名	質問・意見	事業者回答
1	資源循環推進課	伐採工事において大量の伐採樹木が発生すると見込まれることから、事前にその発生量を見積り、再利用または処理の方法を確保すること。	伐採を行う前に、立木調査を実施し、伐採量の把握を行うと共に処理方法につきまして森林組合を含め、決定した段階でご報告致します。
2	資源循環推進課	事業の終了後に発生する廃棄物（使用済み太陽光パネル及び工作物の除去に伴って発生する廃棄物等）について、事前にその発生量を見積り、再利用または処理の方法を確保すること。	経済産業省の指導に基づき、撤去費用の積み立てを行い、事業終了時に積立金より処理を行います。撤去数量につきましても、今後の設計で確定した段階でご報告させていただきます。
3	自然保護課	【岩手県自然環境保全指針】 事業予定地には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分B及びDが含まれています。 事業実施にあつては、調査等により現状を把握し、同指針で掲げる保全目標及び保全方向を考慮の上、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてください。	工事着手前までに自主調査を行い、重要な植生、動植物について現況を把握し、発見された場合、保全を行う計画です。
4	森林整備課	事業区域内には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象森林が一部含まれていることから、対象森林の伐採等の行為を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」関係及び森林経営計画制度に基づく手続きが必要です。 (1)地域森林計画対象森林であり森林経営計画が立てられていない森林においては、伐採を開始する90日から30日前までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に提出する必要があります（森林法第10条の8）。 なお、森林法第10条の2に基づき、林地開発の許可を受けた場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」の届出は不要です。 (2)森林経営計画の対象森林において森林所有者等が自ら森林の経営を行わなくなった場合は、対象森林から除外する手続きが必要です（森林法第12条）。 (3)森林経営計画の対象森林において計画に基づく伐採をする場合は、伐採後30日以内に「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出」を提出する必要があります（森林法第15条）。	森林法第5条に則り、対象森林の伐採等に対する「伐採及び伐採後の造林の届出」を規定の期日までにを行います。
5	農業振興課	問合せ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問合せ先に必ず事前に相談していただくようお願いいたします。  (1)農用地区域内の農地の転用を行う場合 農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問合せ先：市町村の農政担当課） ※なお、農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定にあたっては代替地がないか十分検討いただくようお願いいたします。  (2)農用地区域内において開発行為を行う場合 農振法第15条の2に基づく開発許可の手續（問合せ先：市町村の農政担当課）  (3)農地を転用する場合 農地法第5条に基づく農地転用許可の手續（問合せ先：市町村の農業委員会）  (4)宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合 同法に基づく許可又は届出の手續（問合せ先：岩手県農林水産部農業振興課） ※岩手県では、令和7年5月23日（金）に規制区域を指定し、運用を開始します。	対象事業区域の地目は、全て山林の為農地はございません。また、盛土規制法につきましては、対象となるため、今後、協議、申請、許可を行う予定です。
6	生涯学習文化財課	事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地は登録されていませんが、事業面積が広大なため、未発見の埋蔵文化財が所在する可能性があります。地元の岩手町文化財保護行政主管課と協議をしてください。	工事着手前までには、文化財保護行政主管課と確認を行います。

No.	室課名	質問・意見	事業者回答
7	都市計画課	<p>当該地は、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による一般地域（農山漁村景観地区）に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要です。</p> <p>また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、盛岡広域振興局長にありますので、届出対象行為に該当する場合は、盛岡広域振興局土木部へ届出が必要です。</p> <p>景観への影響、景観資源及び眺望点については、対象事業実施区域及び近隣市町村に確認願います。</p>	<p>今後、事業計画を進めるにおきまして、岩手町へ景観計画を確認し、必要であれば届出を行います。</p>
8	都市計画課	<p>当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。</p> <p>太陽光発電のために設置しようとする太陽光発電設備及びその附属設備が建築基準法第2条第1号に定める建築物でない場合、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、法第29条第2項の開発行為の許可を要しません。</p> <p>なお、太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の附属設備（建築基準法の建築物）があるときは、開発許可を要する場合があります。</p> <p>当該地に係る開発許可に関する権限は盛岡広域振興局長にあります。開発行為についてのご相談は盛岡広域振興局土木部又は岩手町建設課に照会願います。</p>	<p>太陽光事業における施設は、主として特定工作物となり、建築基準法上の建築物に該当しません。パワーコンディショナーも含め、今後の施設設計が出来た段階で、関係各所へ協議致します。</p>
9	盛岡広域振興局保健福祉環境部	<p>3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、着手する日の30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出書を提出してください。</p>	<p>土対法につきましては、該当しますので、今後設計を行い、規定の期日までに届出を致します。</p>
10	盛岡広域振興局保健福祉環境部	<p>事業区域東側に流れる川から崩川を経由して流入する丹藤川には、いわてレッドデータブックに掲載されている希少な淡水生物の生息情報があることから、工事中及び営業運転開始後共に、影響を与えるような濁水の発生が無いよう配慮すること。</p>	<p>造成工事にあたっては、汚泥水対策の為に沈砂池設置はもちろん、工事前、工事中、工事後の河川の水質モニタリングを行う予定です。</p>

# 環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

## ■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、アセス手続の対象となる**工作物も建替えの時期**を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない**建替えに対する規定がなく**、新規事業と同様に、事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、**適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能**。
- 現行法に基づく**事業者によるアセス図書の公表期間**は概ね**1か月程度**に限られており、後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、**既存のアセス図書の情報を十分に活用できない**。

## ■ 主な改正内容

### ① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

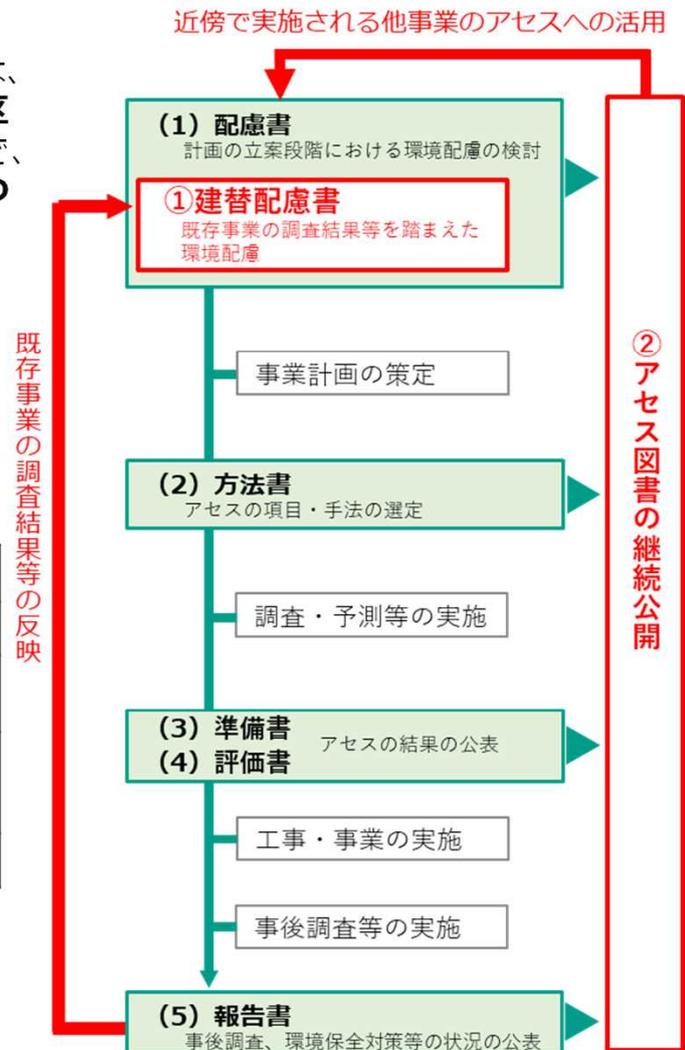
- **建替事業**※に係る配慮書（**建替配慮書**）については、位置が大きく変わらないことから、**事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要**とする一方で、**既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかに**することとする。  
※既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業。
- **環境大臣等は**、既存事業に伴う懸念事項を含め、**建替配慮書に対する意見を述べる**ことを可能とする。

#### 建替事業の場合

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 (既存事業の環境影響を踏まえ、具体的な環境配慮を記載)
環境大臣意見の提出	○あり	○あり

### ② アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧期間後においても、**環境大臣がアセス図書**を入手した上で、**インターネットにより継続公開**することを可能とする。



※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

<施行期日> 公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日

ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日

## 環境影響評価手続の実施状況等について

## 1 法及び条例に基づく環境影響評価手続の実施状況（令和7年3月21日現在）

	手続実施	手続中	手続終了	知事意見	配慮書	方法書	準備書
1. 道路	5	1	4	7		4	3
2. 河川	2	1	1	4		3	1
3. 鉄道							
4. 空港							
5. 発送電							
火力	4	1	3	4		3	1
風力※	<u>36</u>	<u>27</u>	9	64	30	21	13
太陽光	1	1		1		1	
その他※	3		3	8	2	3	3
6. 廃棄物	13	1	12	20		10	10
7. 公有水面							
8. 区画整理	1		1	2		1	1
9. 新住宅							
10. 新都市							
11. 流通団地							
12. 宅地造成							
13. レク施設	1		1	1		1	
14. 砂利採取							
15. 鉱物採掘	1		1	2		1	1
16. ばい煙							
17. 終末処理	2		2				
18. 畜産農業							
19. 建築物	<u>16</u>		<u>16</u>	4		2	2
20. その他							
合計	<u>85</u>	<u>32</u>	<u>53</u>	117	32	50	35

※「手続終了」は評価書の縦覧まで完了しアセス手続が終了した事業。

## 2 風力発電所の環境影響評価手続の実施状況（令和7年3月21日現在）

※ 上段:アセス図書提出の日付  
下段:知事意見送付の日付

No.	事業名	実施場所	規模	区分	事業(手続)主体	配慮書	方法書	準備書	評価書確定	運転開始
1	鹿角・上沼風力発電事業	秋田県鹿角	50,600	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	H26.8 H26.10	H27.1 H27.6			
2	住田遠野風力発電事業(住田遠野ウインドファーム)	遠野、住田	99,750	方1種	合同会社グリーンパワー住田遠野	H26.10 H26.12	H27.2 H27.6	H28.5 H28.10	R2.3	R5.5
3	葛巻ウインドファームプロジェクト	葛巻	110,400	法1種	三菱商事㈱	H27.7 H27.10	H27.12 H28.5	H28.8 H28.11		
4	折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業	九戸、一戸、葛巻	125,800	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	H27.7 H27.10	H28.10 H29.3			
5	折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業	二戸、一戸、九戸	44,180	法1種	合同会社JRE折爪岳南1	H27.7 H27.10	H28.2 H28.7	H29.2 H30.8	R2.1	R5.1
6	ノソウケ峠風力発電事業	軽米、洋野	30,000	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	H27.8 H27.11				
7	グリーンパワー稲庭田子風力発電事業	二戸、八幡平、青森県田子	94,500	法1種	合同会社グリーンパワー稲庭田子	H27.8 H27.11	H28.3 H28.8	H29.3 H30.9	R5.8	
8	稲庭風力発電事業	二戸、八幡平	134,400	法1種	稲庭ウインド合同会社	H27.11 H28.1	R3.9 R4.2	R5.4 R5.10	R7.1	
9	高森笥平風力発電事業	二戸	69,000	法1種	日立造船㈱	H28.7 H28.9				
10	洋野風力発電事業	洋野	128,000	法1種	洋野風力開発㈱	H28.10 H28.12	H29.3 H29.8	R4.8 R5.2		
11	袖山高原ウインドファーム事業	久慈、葛巻、岩泉	150,000	法1種	コスモエコパワー㈱	H28.12 H29.3				
12	SGET岩泉ウインドファーム	宮古、岩泉	46,000	法1種	SGET岩泉ウインドファーム合同会社	H29.1 H29.3	H29.7 H29.12	R1.12 R2.7	R3.10	
13	八幡平風力発電事業	八幡平	200,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	H29.2 H29.5				
14	岩手銀河(Ⅰ)及び(Ⅱ)ウインドファーム建設事業	一関、住田	72,000	法1種	エコロジー総合研究所㈱	H29.10 H29.11				
15	岩手洋野における風力発電事業	洋野	30,600	法1種	SBエナジー㈱	H29.11 H30.1				
16	紫波・花巻風力発電事業	花巻、紫波	60,200	法1種	電源開発㈱	H29.12 H30.2				
17	釜石広域風力発電事業更新計画	釜石、遠野、大槌	42,900	法1種	合同会社ユーラスエナジー釜石	H30.5 H30.7	H31.1 R1.6	R3.1 R3.7	R5.11	
18	折爪岳北風力発電事業	二戸、青森県南部、三戸	95,200	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	H27.7 H27.10	H28.10 H29.2			
19	岩手久慈風力発電事業	久慈、軽米、九戸	75,000	法1種	東急不動産㈱	R3.11 R4.1	R4.11 R5.5			
20	西久慈風力発電事業	久慈、九戸、葛巻、軽米	439,200	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	R4.5 R4.7				
21	一戸・稲庭風力発電事業	二戸、一戸	219,600	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	R4.5 R4.8				
22	久慈山形風力発電事業	久慈	105,000	法1種	HSE㈱	R4.6 R4.8	R5.11 R6.5			
23	葦川地区風力発電事業	盛岡、岩泉	140,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	R4.8 R4.11	R5.3 R5.9			
24	宮城気仙沼風力発電事業	宮城県気仙沼	43,000	法1種	東急不動産㈱	R4.9 R4.12	R5.3 R5.9			
25	岩手大船渡陸前高田風力発電事業	大船渡、陸前高田	110,000	法1種	東急不動産㈱	R4.9 R4.12				
26	小軽米風力発電事業	軽米、洋野	90,000	法1種	HSE㈱	R4.11 R5.2	R6.2 R6.7			
27	盛岡葦川風力発電事業	盛岡	168,000	法1種	㈱レノバ	R4.12 R5.2				
28	高森高原風力発電事業	一戸	25,300	法1種	岩手県企業局		H25.3 H25.7	H27.2 H27.6	H27.10	H30.1
29	住田ウインドファーム事業	住田、一関、陸前高田、奥州	165,000	法1種	エコ・パワー㈱		H25.3 H25.9			
30	岩手九戸風力発電事業	洋野、軽米	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		R5.3 R5.8			
31	姫神ウインドパーク事業	盛岡	18,000	法1種	コスモエコパワー㈱			H24.7 H24.9	H27.10	H31.4
32	新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業(くずまき第二風力発電所)	葛巻	65,600	法1種	電源開発㈱			H27.4 H27.9	H28.2	R2.12
33	釜石広域風力発電事業拡張計画	遠野、釜石、大槌	114,000	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス			H27.2 H27.6		
34	宮古岩泉風力発電事業	宮古、岩泉	199,500	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント			H27.7 H27.12		
35	盛岡築川風力発電事業	盛岡、宮古	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		R5.8 R6.2			
36	鹿角東部市民ウインドファーム事業	鹿角市	106,000	法1種	かづのグリーンエネルギー㈱	R6.7 R6.9				
<b>合計</b>		<b>36 事業</b>				<b>12</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>5</b>
		<b>3,653,130 kW</b>				<b>1,654,600</b>	<b>982,000</b>	<b>551,900</b>	<b>317,800</b>	<b>252,830</b>
<b>県内計</b>		<b>33 事業</b>				<b>11</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>5</b>
		<b>3,559,530 kW</b>				<b>1,548,600</b>	<b>888,400</b>	<b>551,900</b>	<b>317,800</b>	<b>252,830</b>
		<b>電力量 kWh(百万)</b>				<b>3,391</b>	<b>1,946</b>	<b>1,209</b>	<b>696</b>	<b>554</b>
		<b>累計出力 kW</b>				<b>3,559,530</b>	<b>2,010,930</b>	<b>1,122,530</b>	<b>570,830</b>	<b>252,830</b>
		<b>累計電力量 kWh(百万)</b>				<b>7,795</b>	<b>4,404</b>	<b>2,458</b>	<b>1,250</b>	<b>554</b>

(届出順)

※非公開